令和5年10月より

消費税

「インボイス制度」がはじまります！

事業者は消費税の申告に関して3つのパターンがあります

事業者は、大きく分けて消費税の申告の必要がある「課税事業者」と消費税の申告の必要のない「免税事業者」の2つの事業者に分かれます。

消費税の申告の必要あり！「課税事業者」

1 本則課税の事業者

売上に係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除（仕入税額控除）した額を納付します。

2 簡易課税の事業者

みなし仕入れ率を使った簡単な計算で算定した額を納付します。

消費税の申告の必要なし！「免税事業者」

3 免税事業者

消費税を申告しません。

※免税事業者であっても課税事業者として消費税を申告することもできます。

「本則課税」による消費税の申告と納税額の計算方法

「本則課税」の計算方法は、「課税売上に係る消費税額」から「課税仕入れに係る消費税額」を差し引いて計算します。この引き算を「仕入税額控除」と呼びます。※仕入税額控除ができない場合は、下図の消費税80万円を納税することになります。

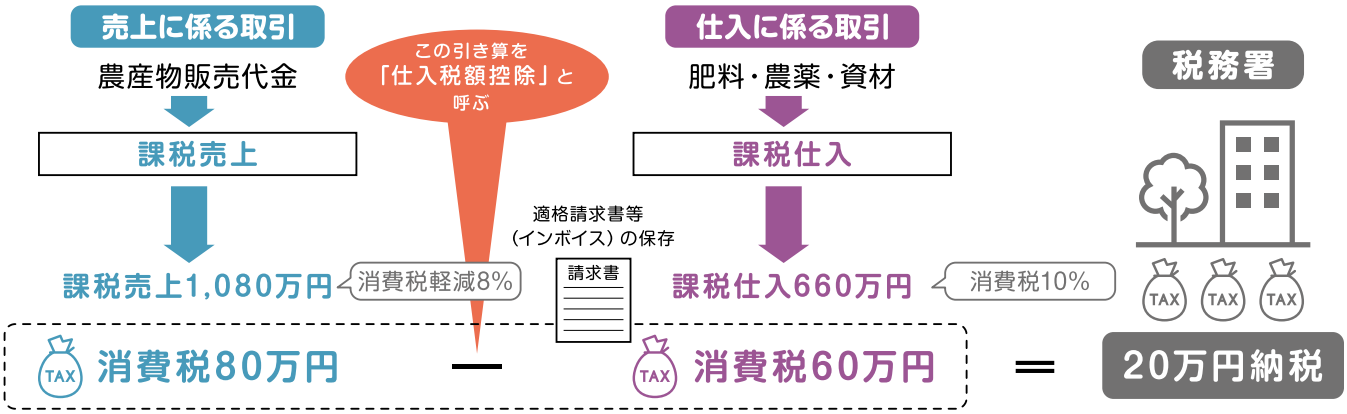

「インボイス制度」とは？ ～仕入税額控除するにはインボイスが要件に～

現在、消費税の本則課税の計算の際に「仕入税額控除」をするためには、その根拠資料が請求書や領収書なら何でも良いというわけではなく、「区分記載請求書等の保存」が要件になっています。これを「区分記載請求書等保存方式」と呼びます。令和５年１０月１日からは、消費税の本則課税の計算の際に「仕入税額控除」をするためには、「区分記載請求書等」に代わって、「適格請求書等（インボイス）の保存」が要件となります。

これを「適格請求書等保存方式（通称インボイス制度）」と呼びます。

保存する請求書や領収書の記載が変わるだけ？簡易課税の事業者や免税事業者には関係ない？
残念ながら、それだけの単純な話ではありません…

「適格請求書（インボイス）」を発行できるのは、税務署に届出をした課税事業者（「適格請求書発行事業者」）だけです。免税事業者はインボイスを発行できません。

つまり、本則課税の場合はインボイス発行事業者ではない事業者から資材を購入すると仕入税額控除ができないこととなります。

一方、販売取引については、買取販売の場合は本則課税の事業者からインボイスを求められることになります。但し、一定の要件を満たす委託販売の場合は「農協特例」という制度が設けられています。

更に詳しい内容については、国税庁「インボイス制度特設サイト」より確認いただけます。免税事業者の方向けのコンテンツも掲載中です！

JAグループ千葉